

輕減稅率關係參考条文等

一 覧

○ 平成 28 年度税制改正法における軽減税率制度の概要

- 所得税法等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 15 号）要綱（軽減税率関係抜粋）
..... 1
- 社会保障の安定財源の確保等図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 85 号）要綱（軽減税率関係抜粋） 8

○ 参考条文（平成 31 年 10 月 1 日から平成 35 年 9 月 30 日までの間に適用される部分を抜粋）

- 所得税法等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 15 号）（抄） 9
- 消費税法施行令等の一部を改正する政令（平成 28 年政令第 148 号）（抄） 17
- 消費税法施行規則等の一部を改正する省令（平成 28 年財務省令第 20 号）（抄） 24
- 消費税法施行令等の一部を改正する政令附則第三条第二項の規定に基づき、財務大臣の定める基準を定める件（平成 28 年財務省告示第 100 号）（抄） 27

所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）要綱（軽減税率関係抜粋）

五 消費税法の一部改正（第5条関係）

1 消費税の軽減税率制度を次のとおり創設することとする。（附則第34条関係）

(1) 課税資産の譲渡等のうち次に掲げるもの（以下「29年輕減対象資産の譲渡等」という。）については、軽減税率（6.24%）を適用する。

① 飲食料品（食品表示法に規定する食品（酒税法に規定する酒類を除く。以下単に「食品」という。）をいい、食品と食品以外の資産が一の資産を形成し、又は構成している一定の資産を含む。）の譲渡

② 一定の題号を用い、政治、経済、社会、文化等に関する一般社会的事実を掲載する新聞（1週に2回以上発行する新聞に限る。）の定期購読契約に基づく譲渡

(注) 上記①の飲食料品の譲渡には、飲食店業等を営む者が行う食事の提供（テーブル、椅子、カウンター等の飲食に用いられる設備のある場所において行う飲食料品を飲食させる役務の提供をいい、当該飲食料品を持帰りのための容器に入れ、又は包装を施して行う譲渡は、含まないものとする。）及び課税資産の譲渡等の相手方が指定した場所において行う加熱、調理又は給仕等の役務を伴う飲食料品の提供（有料老人ホーム等の人が生活を営む場所において行う一定の飲食料品の提供を除く。）は、含まないものとする。

(2) 保税地域から引き取られる課税貨物のうち、上記(1)①の飲食料品に該当するもの（以下「29年輕減対象課税貨物」という。）については、軽減税率（6.24%）を適用する。

(注) 上記の制度は、平成29年4月1日以後に行われる資産の譲渡等及び保税地域から引き取られる課税貨物について適用する。（附則第34条関係）

2 消費税の軽減税率制度の創設に伴い、次の経過措置を講ずることとする。

(1) 帳簿及び請求書等の記載事項（附則第34条関係）

- ① 課税仕入れが29年輕減対象資産の譲渡等に係るものである場合には、帳簿に記載すべき事項として「29年輕減対象資産の譲渡等に係るものである旨」を加える。
- ② 仕入税額控除の対象とされる請求書等に記載されるべき事項として「29年輕減対象資産の譲渡等である旨」及び「税率の異なるごとに区分して合計した対価の額」を加える。
- ③ 上記②の記載事項について、請求書等の交付を受けた事業者が事実に基づき追記した請求書等を保存するときは、仕入税額控除の対象とする。

(2) 29年輕減対象資産の譲渡等を行う中小事業者の課税標準の計算等に関する経過措置（附則第38条関係）

基準期間における課税売上高が5,000万円以下である29年輕減対象資産の譲渡等を行う事業者（免税事業者を除く。）が、平成29年4月1日から平成33年3月31日までの期間中に、国内において行う課税資産の譲渡等の税込価額を税率の異なるごとに区分して合計することにつき困難な事情があるときは、通常の実業を行う連続する10営業日の課税資産の譲渡等の税込価額の合計額に占める29年輕減対象資産の譲渡等に係る部分の金額の割合、又は卸売業及び小売業にのみ要する課税仕入れに係る支払対価の額等の合計額に占める29年輕減対象資産の譲渡等にのみ要するものの割合（主として29年輕減対象資産の譲渡等を行う事業者が、これらの割合を計算することにつき困難な事情がある場合には、50%）を用いて一定の計算をした金額を、当該期間の29年輕減対象資産の譲渡等の対価の額の合計額とすることができる。

(3) 課税仕入れ等を適用税率別に区分することが困難な小売業等を営む中小事業者に対する経過措置（附則第39条関係）

基準期間における課税売上高が5,000万円以下である29年輕減対象資産の譲渡等を行う事業者（免税事業者を除く。）が、平成29年4月1日から同日以後1年を経過する日の属する課税期間の末日までの期間中に、国内において行う卸売業又は小売業に係る課税仕入れに係る支払対価の額等を税率の異なるごとに区分して合計することにつき困難な事情があるときは、卸売業及び小売業に係る課税資産の譲渡等の税込価額の合計額に占める29年輕減対象資産の譲渡等の税込価額の合計額の割合を用いて一定の計算をした金額を、当該期間の課税仕入れ等の税額とすることができる。

(4) 課税仕入れ等を適用税率別に区分することが困難な中小事業者に対する経過措置（附則第40条関係）

基準期間における課税売上高が5,000万円以下である事業者（免税事業者を除く。）が、国内において行う課税仕入れに係る支払対価の額等を税率の異なるごとに区分して合計することにつき困難な事情がある場合であって、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの日の属する課税期間の末日までに、中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例（簡易課税制度）の適用を受ける旨の届出書を納税地を所轄する税務署長に提出したときは、当該届出書を当該課税期間の初日の前日に提出したものとみなす。

(5) 29年輕減対象資産の譲渡等を行う中小事業者以外の事業者の課税標準の計算等に関する経過措置（附則第41条関係）

基準期間における課税売上高が5,000万円超である29年輕減対象資産の譲渡等を行う事業者が、平成29年4月1日から同日以後1年を経過する日の属する課税期間の末日までの期間中に、国内において行う課税資産の譲渡等の税込価額を税率の異なるごとに区分して合計することにつき困難な事情があるときは、上記(2)の方法により、当該期間の29年輕減対象資産の譲渡等の対価の額の合計額を計算することができる。

(6) 課税仕入れ等を適用税率別に区分することが困難な小売業等を営む中小事業者以外の事業者に対する経過措置（附則第42条関係）

基準期間における課税売上高が5,000万円超である29年輕減対象資産の譲渡等を行う事業者が、平成29年4月1日から同日以後1年を経過する日の属する課税期間の末日までの期間中に、国内において行う卸売業又は小売業に係る課税仕入れに係る支払対価の額等を税率の異なるごとに区分して合計することにつき困難な事情があるときは、上記(3)の方法により、当該期間の課税仕入れ等の税額を計算することができる。

(7) 課税仕入れ等を適用税率別に区分することが困難な中小事業者以外の事業者に対する経過措置（附則第43条関係）

基準期間における課税売上高が5,000万円超である事業者が、平成29年4月1日から同日以後1年を経過する日の属する課税期間の末日までの期間中に、国内において行う課税仕入れに係る支払対価の額等を税率の異なるごとに区分して合計することにつき困難な事情がある場合であって、その課税期間の末日までに簡易課税制度に準じた計算を行う旨の届出書を納

税地を所轄する税務署長に提出したときは、簡易課税制度に準じた方法により当該期間の課税仕入れ等の税額の合計額を計算することができる。

(8) その他所要の措置を講ずる。

(注) 上記の措置は、平成29年4月1日から施行する。(附則第1条関係)

3 適格請求書等保存方式導入後の軽減税率制度について、29年輕減対象資産の譲渡等及び29年輕減対象課税貨物の範囲を消費税法本則に位置付け、それぞれ「軽減対象課税資産の譲渡等」及び「軽減対象課税貨物」とするとともに、軽減税率(6.24%)についても消費税法本則に位置付けることとする。(消費税法第2条、第29条、別表第1、別表第1の2関係)

(注) 上記の改正は、平成33年4月1日以後に行われる資産の譲渡等及び課税仕入れ並びに保税地域から引き取られる課税貨物について適用する。(附則第46条関係)

4 適格請求書等保存方式を次のとおり導入することとする。

(1) 適格請求書発行事業者登録制度(消費税法第9条、第57条の2関係)

① 免税事業者以外の事業者であって、下記(2)①の適格請求書を交付しようとする事業者は、納税地を所轄する税務署長に申請書を提出して税務署長の登録を受けることができる。

② 税務署長は、上記①の登録を受けた事業者(以下「適格請求書発行事業者」という。)の氏名又は名称及び登録番号等の一定の事項を登録後速やかに公表しなければならない。

③ 適格請求書発行事業者が登録の取消しを求める届出書を納税地を所轄する税務署長に提出した場合には、当該登録は、その効力を失う。

④ 適格請求書発行事業者については、小規模事業者の納税義務の免除の特例を適用しない。

(2) 適格請求書発行事業者の義務等(消費税法第57条の4関係)

① 適格請求書発行事業者は、国内において課税資産の譲渡等を行った場合において、他の事業者(免税事業者を除く。)から求められたときは、次に掲げる事項を記載した請求書、納品書その他これらに類する書類(以下「適格請求書」と

いう。)を交付しなければならない。ただし、事業の性質上、適格請求書を交付することが困難な課税資産の譲渡等として一定のものを行う場合は、この限りでない。

イ 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号

ロ 課税資産の譲渡等を行った年月日

ハ 課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容（当該課税資産の譲渡等が軽減対象課税資産の譲渡等である場合には、資産の内容及び軽減対象課税資産の譲渡等である旨）

ニ 課税資産の譲渡等に係る税抜価額又は税込価額を税率の異なるごとに区分して合計した金額及び適用税率

ホ 消費税額等

ヘ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

② 適格請求書発行事業者が行う課税資産の譲渡等が小売業等の一定の事業に係るものであるときは、適格請求書に代えて、次に掲げる事項を記載した請求書、納品書その他これらに類する書類（以下「適格簡易請求書」という。）を交付することができる。

イ 上記①イからハマまでに掲げる事項

ロ 課税資産の譲渡等に係る税抜価額又は税込価額を税率の異なるごとに区分して合計した金額

ハ 消費税額等又は適用税率

③ 適格請求書発行事業者が、あらかじめ、課税資産の譲渡等を受ける他の事業者（免税事業者を除く。）の承諾を得たときは、適格請求書の交付に代えて適格請求書の記載事項に係る電磁的記録の提供をすることができる。

④ 適格請求書若しくは適格簡易請求書を交付し、又は適格請求書の記載事項に係る電磁的記録を提供した適格請求書発行事業者は、これらの書類の写し又は当該電磁的記録を保存しなければならない。

(3) 仕入税額控除の要件等の見直し（消費税法第30条関係）

① 適格請求書発行事業者から交付を受けた適格請求書又は適格簡易請求書の記載事項を基礎として計算した消費税額等を、

課税仕入れに係る消費税額として仕入税額控除の対象とする。

② 一定の帳簿及び次に掲げるものの保存を課税仕入れに係る仕入税額控除の要件とする。

イ 適格請求書

ロ 適格簡易請求書

ハ 適格請求書の記載事項に係る電磁的記録

ニ 事業者が課税仕入れについて作成する仕入明細書等の書類で、適格請求書の記載事項が記載されているもの（適格請求書発行事業者の確認を受けたものに限る。）

ホ 媒介又は取次ぎに係る業務を行う者から交付を受ける一定の書類

③ 課税仕入れが軽減対象課税資産の譲渡等に係るものである場合には、帳簿に記載すべき事項として「軽減対象課税資産の譲渡等に係るものである旨」を加える。

(4) 課税資産の譲渡等に係る税額の計算方法（消費税法第43条、第45条関係）

① 課税標準額に対する消費税額は、税率の異なるごとに区分した課税標準である金額の合計額にそれぞれ税率を乗じて計算する。

② 適格請求書発行事業者が、課税資産の譲渡等につき交付した適格請求書又は適格簡易請求書の写しを保存している場合（適格請求書の記載事項に係る電磁的記録を保存している場合を含む。）には、当該適格請求書に記載した消費税額等を基礎として一定の計算をした金額を、当該課税資産の譲渡等に係る課税標準額に対する消費税額とすることができる。

(5) 適格請求書類等類似書類等の交付の禁止（消費税法第57条の5関係）

適格請求書又は適格簡易請求書に類似する書類及び当該書類の記載事項に係る電磁的記録（以下「適格請求書類等類似書類等」という。）の交付及び提供を禁止する。

(6) 任意組合等の組合員による適格請求書等の交付の禁止（消費税法第57条の6関係）

民法上の組合、投資事業有限責任組合、有限責任事業組合等の組合員である適格請求書発行事業者は、これらの組合等の

事業として国内において行った課税資産の譲渡等につき、その組合員の全てが適格請求書発行事業者であることについてその旨の届出書を税務署長に提出した場合に限り、適格請求書若しくは適格簡易請求書を交付し、又は適格請求書の記載事項に係る電磁的記録を提供することができる。

(7) 罰則の適用対象に、適格請求書類等類似書類等を交付し、又は提供した者を加える。(消費税法第65条関係)

(8) 適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る税額控除に関する経過措置(附則第52条、第53条関係)

① 事業者が平成33年4月1日から同日以後3年を経過する日までの間に国内において適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れについて一定の事項が記載された帳簿及び請求書等を保存している場合には、当該課税仕入れに係る支払対価の額に係る消費税相当額に80%を乗じて算出した額を、課税仕入れに係る消費税額として仕入税額控除の対象とする。

② 事業者が平成36年4月1日から同日以後3年を経過する日までの間に国内において適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れについて一定の事項が記載された帳簿及び請求書等を保存している場合には、当該課税仕入れに係る支払対価の額に係る消費税相当額に50%を乗じて算出した額を、課税仕入れに係る消費税額として仕入税額控除の対象とする。

(9) その他所要の措置を講ずる。

(注) 上記の改正は、平成33年4月1日以後に行われる資産の譲渡等及び課税仕入れ並びに保税地域から引き取られる課税貨物について適用する。(附則第46条関係)

5～8 省 略

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律（平成28年法律第85号）要綱（軽減税率関係抜粋）

世界経済の不透明感が増す中で、新たな危機に陥ることを回避するためにあらゆる政策を講ずることが必要となっていることを踏まえ、消費税率引上げの施行日の変更、消費税の軽減税率制度及び適格請求書等保存方式の導入に係る施行日の変更、地方法人税率引上げの施行日の変更、住宅ローン減税制度の適用期限の延長等所要の措置を講ずることとし、次により社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正することとする。

一 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号）の一部改正（第1条関係）

1 消費税率の7.8%への引上げの施行日を平成31年10月1日とすることとする。（社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律附則第1条関係）

2 省 略

二 所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）の一部改正（第2条関係）

1 省 略

2 消費税の軽減税率制度の導入に係る施行日を平成31年10月1日とすることとする。（所得税法等の一部を改正する法律附則第1条関係）

3 消費税の適格請求書等保存方式の導入に係る施行日を平成35年10月1日とすることとする。（所得税法等の一部を改正する法律附則第1条関係）

4 29年軽減対象資産の譲渡等を行う中小事業者以外の事業者の課税標準の計算等に関する経過措置、課税仕入れ等を適用税率別に区分することが困難な小売業等を営む中小事業者以外の事業者に対する経過措置及び課税仕入れ等を適用税率別に区分することが困難な中小事業者以外の事業者に対する経過措置の規定を削除することとする。（旧所得税法等の一部を改正する法律附則第41条～第43条関係）

5・6 省 略

○所得税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十五号）（抄）

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 七 省 略

七の二 附則第四十条第三項の規定 平成三十一年七月一日

七の三 次に掲げる規定 平成三十一年十月一日

イ 二 省 略

ホ 附則第三十四条から第三十九条まで及び第四十条（第三項を除く。）の規定
八 十六 省 略

（三十一年軽減対象資産の譲渡等に係る税率等に関する経過措置）

第三十四条 事業者が、平成三十一年十月一日（以下附則第四十条までにおいて「三十一年適用日」という。）から三十五年施行日の前日までの間に国内において行う課税資産の譲渡等（消費税法第二条第一項第九号に規定する課税資産の譲渡等を行い、同項第八号の二に規定する特定資産の譲渡等に該当するものを除く。以下附則第五十二条までにおいて同じ。）のうち次に掲げるもの（以下附則第三十九条までにおいて「三十一年軽減対象資産の譲渡等」という。）及び保税地域（同項第二号に規定する保税地域をいう。以下附則第四十六条までにおいて同じ。）から引き取られる課税貨物（同項第十一号に規定する課税貨物をいう。以下同条までにおいて同じ。）のうち第一号に規定する飲食料品に該当するものに係る消費税の税率は、同法第二十九条の規定にかかわらず、百分の六・二四とする。

一 飲食料品（食品表示法（平成二十五年法律第七十号）第二条第一項に規定する食品（酒税法（昭和二十八年法律第六号）第二条第一項に規定する酒類を除く。以下この号において単に「食品」という。）をいい、食品と食品以外の資産が一の資産を形成し、又は構成しているものうち政令で定める資産を含む。以下この号において同じ。）の譲渡（次に掲げる課税資産の譲渡等は、含まないものとする。）

イ 飲食店業その他の政令で定める事業を営む者が行う食事の提供（テーブル、椅子、カウンターその他の飲食に用いられる設備のある場所において飲食料品を飲食させる役務の提供をいい、当該飲食料品を持帰りのための容器に入れ、又は包装を施して行う譲渡は、含まないものとする。）

ロ 課税資産の譲渡等の相手方が指定した場所において行う加熱、調理又は給仕等の役務を伴う飲食料品の提供（老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第二十九条第一項に規定する有料老人ホームその他の人が生活を営む場所として政令で定める施設において行う政令で定める飲食料品の提供を除く。）

二 一定の題号を用い、政治、経済、社会、文化等に関する一般社会的事実を掲載する新聞（一週に二回以上発行する新聞に限る。）の定期購読契約（当該新聞を購読しようとする者に対して、当該新聞を定期的に継続して供給することを約する契約をいう。）に基づく譲渡

2 三十一年適用日から三十五年施行日の前日までの間における消費税法第三十条、第三十二条、第三十六条、第三十八条、第三十九条、第四十三条、第四十五条及び第四十七条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。この場合において、読み替え

られたこれらの規定は、この附則に別段の定めがあるものを除き、三十一年適用日以後に国内において事業者が行う資産の譲渡等（同法第二条第一項第八号に規定する資産の譲渡等をいう。以下附則第五十条までにおいて同じ。）及び三十一年適用日以後に国内において事業者が行う課税仕入れ（同項第十二号に規定する課税仕入れをいう。以下附則第五十三条までにおいて同じ。）並びに三十一年適用日以後に保税地域から引き取られる課税貨物に係る消費税について適用し、三十一年適用日前に国内において事業者が行った資産の譲渡等及び三十一年適用日前に国内において事業者が行った課税仕入れ並びに三十一年適用日前に保税地域から引き取った課税貨物に係る消費税については、なお従前の例による。

第三十条第一項	百十分の七・八	百十分の七・八（当該課税仕入れが他の者から受けた三十一年軽減対象資産の譲渡等（所得税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十五号）附則第三十四条第一項に規定する三十一年軽減対象資産の譲渡等をいう。以下この章において同じ。）に係るものである場合には、百八分の六・二四）
第三十条第八項第一号ハ	内容	内容（当該課税仕入れが他の者から受けた三十一年軽減対象資産の譲渡等に係るものである場合には、資産の内容及び三十一年軽減対象資産の譲渡等に係るものである旨）
第三十条第九項第一号ハ	内容	内容（当該課税資産の譲渡等が三十一年軽減対象資産の譲渡等である場合には、資産の内容及び三十一年軽減対象資産の譲渡等である旨）
第三十条第九項第一号ニ	課税資産の譲渡等の	税率の異なるごとに区分して合計した課税資産の譲渡等の
第三十条第九項第二号ニ	内容	内容（当該課税仕入れが他の者から受けた三十一年軽減対象資産の譲渡等に係るものである場合には、資産の内容及び三十一年軽減対象資産の譲渡等に係るものである旨）
第三十条第九項第二号ホ	第一項	税率の異なるごとに区分して合計した第一項
第三十二条第一項第一号	百十分の七・八	百十分の七・八（当該仕入れに係る対価の返還等が他の者から受けた三十一年軽減対象資産の譲渡等に係るものである場合には、百八分の六・二四）

第三十六条第一項	百十分の七・八	百十分の七・八（当該課税仕入れに係る棚卸資産が他の者から受けた三十一年軽減対象資産の譲渡等に係るものである場合又は当該課税貨物が所得税等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十五号）附則第三十四条第一項第一号に規定する食品に該当するものである場合には、百八分の六・二四）
第三十八条第一項	百分の十	百分の十（当該課税資産の譲渡等が三十一年軽減対象資産の譲渡等である場合には、百分の八）
第三十九条第一項	百十分の七・八	百十分の七・八（当該売上げに係る対価の返還等が三十一年軽減対象資産の譲渡等に係るものである場合には、百八分の六・二四）
第四十三条第一項第一号	課税資産の譲渡等に係る	課税資産の譲渡等に係る税率の異なるごとに区分した
第四十三条第一項第二号	課税標準額	税率の異なるごとに区分した課税標準額
第四十五条第一項第一号	）に係る	）に係る税率の異なるごとに区分した
第四十五条第一項第二号	課税標準額	税率の異なるごとに区分した課税標準額
第四十七条第一項第一号	数量及び いう。）	数量 いう。）及び税率

3

前項前段の規定の適用がある場合における消費税法第三十条第七項の規定の適用については、前項前段の規定による読替え前の同法第三十条第九項第一号に掲げる書類の交付を受けた事業者が、当該書類に係る課税資産の譲渡等の事実に基づき次に掲げる記載事項に係る追記をした当該書類を保存するときは、消費税法第三十条第七項に規定する請求書等の保存があるものとみなして、同項の規定を適用する。

一 消費税法第三十条第九項第一号ハに掲げる記載事項（当該記載事項のうち、課税資産の譲渡等が三十一年軽減対象資産の譲渡等である旨に限る。）

二 消費税法第三十条第九項第一号ニ掲げる記載事項

4 第一項の規定の適用を受ける三十一年軽減対象資産の譲渡等に係る課税仕入れ等の税額（消費税法第三十条第二項に規定する課税仕入れ等の税額をいう。）の計算方法

その他前三項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(長期割賦販売等に係る資産の譲渡等の時期の特例を受ける場合における税率に関する経過措置)

第三十五条 事業者が、三十一年適用日前に行った消費税法第十六条第一項に規定する長期割賦販売等につき同項の規定の適用を受けた場合において、当該長期割賦販売等に係る賦払金の額で三十一年適用日以後にその支払の期日が到来するものがあるときは、当該賦払金に係る部分の課税資産の譲渡等に係る消費税については、前条第一項の規定は、適用しない。

2 前項に定めるもののほか、資産の譲渡等の時期の特例の適用を受ける課税資産の譲渡等に適用される税率に関し必要な事項は、政令で定める。

(小規模事業者に係る資産の譲渡等の時期等の特例を受ける場合における税率等に関する経過措置)

第三十六条 消費税法第十八条第一項の個人事業者が、三十一年適用日前に行った課税資産の譲渡等につき、当該課税資産の譲渡等の対価の額(同法第二十八条第一項に規定する対価の額をいう。以下附則第五十条までにおいて同じ。)を収入した日が三十一年適用日以後であるときは、当該課税資産の譲渡等に係る消費税については、附則第三十四条第一項の規定は、適用しない。

2 消費税法第十八条第一項の個人事業者が、三十一年適用日前に行った課税仕入れにつき、当該課税仕入れに係る費用の額を支出した日が三十一年適用日以後であるときは、当該課税仕入れに係る同法第三十条、第三十二条及び第三十六条の規定の適用については、附則第三十四条第二項前段の規定は、適用しない。

(国、地方公共団体等に対する特例に関する経過措置)

第三十七条 消費税法第六十条第二項の規定の適用を受ける国又は地方公共団体が、三十一年適用日前に行った課税資産の譲渡等につき、当該課税資産の譲渡等の対価を収納すべき会計年度の末日が三十一年適用日以後であるときは、当該課税資産の譲渡等に係る消費税については、附則第三十四条第一項の規定は、適用しない。

2 消費税法第六十条第二項の規定の適用を受ける国又は地方公共団体が、三十一年適用日前に行った課税仕入れにつき、当該課税仕入れの費用の支払をすべき会計年度の末日が三十一年適用日以後であるときは、当該課税仕入れに係る同法第三十条、第三十二条及び第三十六条の規定の適用については、附則第二十四条第二項前段の規定は、適用しない。

3 消費税法第六十条第三項の規定の適用を受ける同項に規定する法人が、三十一年適用日前に行った課税資産の譲渡等及び課税仕入れに関する経過措置については、前二項の規定に準じて、政令で定める。

(三十一年軽減対象資産の譲渡等を行う中小事業者の課税標準の計算等に関する経過措置)

第三十八条 三十一年軽減対象資産の譲渡等(消費税法第七条第一項、第五条の規定(同法同法第八条の改正規定に限る。以下この項及び附則第五十二条第一項において同じ。))による改正後の同法第八条第一項その他の法律又は条約の規定により消費税が免除されるものを除く。以下この条及び次条第一項において同じ。)を行う事業者(消費税法第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者を除く。

以下附則第四十条までにおいて同じ。)が、適用対象期間(その基準期間における課税売上高(同項に規定する基準期間における課税売上高をいう。以下附則第四十四条までにおいて同じ。))が五千万円以下である課税期間(同法第十九条第一項に規定する課税期間をいい、同条第二項又は第四項の規定により一の課税期間とみなされる期間を含む。以下附則第四十九条までにおいて同じ。)(二十八年新消費税法第三十七条第一項に規定する分割等に係る課税期間を除く。次項において同じ。))のうち三十二年適用日から三十五年施行日の前日までの期間に該当する期間をいう。)中に国内において行った課税資産の譲渡等(消費税法第七条第一項、第五条の規定による改正後の同法第八条第一項その他の法律又は条約の規定により消費税が免除されるもの及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律(平成二十四年法律第六十八号。以下この項及び次項第一号において「二十四年消費税法改正法」という。))附則第十六条第一項において読み替えて準用する二十四年消費税法改正法附則第五条第一項の規定の適用を受ける課税資産の譲渡等その他の政令で定める課税資産の譲渡等を除く。以下この条及び次条第一項第一号において同じ。))の税込価額(対価として收受し、又は收受すべき一切の金銭又は金銭以外の物若しくは権利その他経済的な利益の額とし、課税資産の譲渡等につき課されるべき消費税額及び当該消費税額を課税標準として課されるべき地方消費税額に相当する額を含むものとする。以下この条及び同項各号において同じ。))を税率の異なるごとに区分して合計することにつき困難な事情があるときは、当該税込価額の合計額に軽減売上割合(第一号に掲げる金額のうちに第二号に掲げる金額の占める割合をいう。第五項及び第六項において同じ。))を乗じて計算した金額(以下この項において「軽減対象税込売上額」という。))に百分の百を乗じて計算した金額を当該適用対象期間における三十二年軽減対象資産の譲渡等の対価の額の合計額とし、当該税込価額の合計額から軽減対象税込売上額を控除した残額に百分の百を乗じて計算した金額を当該適用対象期間における課税資産の譲渡等(三十二年軽減対象資産の譲渡等に該当するものを除く。))の対価の額の合計額として、この附則及び消費税法の規定を適用することができる。

一 当該適用対象期間における通常の事業を行う連続する十営業日(当該適用対象期間に通常の事業を行う連続する十営業日がない場合には、当該適用対象期間)中に国内において行った課税資産の譲渡等の税込価額の合計額

二 前号に掲げる金額のうち、三十二年軽減対象資産の譲渡等に係る部分の金額

2 三十一年軽減対象資産の譲渡等を行う事業者が、適用対象期間(その基準期間における課税売上高が五千万円以下である課税期間であって二十八年新消費税法第三十七条第一項の規定の適用を受けない課税期間のうち三十二年適用日から三十五年施行日の前日までの期間に該当する期間をいう。))中に国内において行った卸売業及び小売業に係る課税資産の譲渡等の税込価額を税率の異なるごとに区分して合計することにつき困難な事情があるときは、前項の規定の適用を受ける場合を除き、当該税込価額の合計額に小売等軽減仕入割合(第一号に掲げる金額のうちに第二号に掲げる金額の占める割合をいう。第五項及び第六項において同じ。))を乗じて計算した金額(以下この項において「軽減対象小売等税込売上額」という。))に百分の百を乗じて計算した金額を当該適用対象期間における卸売業及び小売業に係る三十二年軽減対象資産の譲渡等の対価の額の合計額とし、当該税込価額の合計額から軽減対象小売等税込売上額を控除した残額に百分の百を乗じて計算した金額を当該適用対象期間における卸売業及び小売業に係る課税資産の譲渡等(三十一年軽減対象資産の譲渡等に該当するものを除く。))の対価の額の合計額として、この附則及び消費税法の規定を適用す

ることができる。

一 当該適用対象期間中に国内において行った課税仕入れに係る支払対価の額（消費税法第三十条第一項に規定する課税仕入れに係る支払対価の額をいう。以下附則第四十条までにおいて同じ。）と同項に規定する特定課税仕入れに係る支払対価の額に百分の百十（二十四年消費税法改正法附則第十六条第一項において読み替えて準用する二十四年消費税法改正法附則第五条第二項、第八条第一項又は第十四条第一項の規定の適用を受ける特定課税仕入れ（消費税法第五条第一項に規定する特定課税仕入れをいう。附則第四十四条第四項において同じ。）である場合には、百分の百八）を乗じて計算した金額及び当該適用対象期間中に保税地域から引き取った課税貨物（他の法律又は条約の規定により消費税が免除されるものを除く。次条第一項において同じ。）に係る消費税の課税標準に当該課税貨物に課された又は課されるべき消費税額及び当該消費税額を課税標準として課されるべき地方消費税額（これらの税額に係る附帯税の額に相当する額を除く。）を加算した金額（同条第一項及び附則第四十条第一項において「課税貨物に係る税込引取価額」という。）のうち、卸売業及び小売業にのみ要するものの金額の合計額

二 前号に掲げる金額のうち、三十一年軽減対象資産の譲渡等に係るもののみ要するものの金額

3 前項に規定する卸売業とは、他の者から購入した商品とその性質及び形状を変更しないので他の事業者に対して販売する事業をいうものとし、同項に規定する小売業とは、他の者から購入した商品とその性質及び形状を変更しないで販売する事業で同項に規定する卸売業以外のものをいうものとする。

4 第一項又は第二項の規定の適用を受けようとする事業者（主として三十一年軽減対象資産の譲渡等を行う事業者に限る。）が、第一項の軽減売上割合又は第二項の小売等軽減仕入割合の計算につき困難な事情があるときは、百分の五十を当該軽減売上割合又は当該小売等軽減仕入割合とみなして、これらの規定を適用することができる。

5 消費税法第三十八条第一項に規定する事業者が、第一項又は第二項の規定の適用を受けた課税資産の譲渡等（前項の規定の適用を受けた課税資産の譲渡等を含む。）につき、同条第一項に規定する売上げに係る対価の返還等をした場合には、当該売上げに係る対価の返還等の対象となった課税資産の譲渡等の事実に基づき、同項の規定を適用する。ただし、当該売上げに係る対価の返還等の金額を税率の異なるごとに区分することが困難な場合には、当該売上げに係る対価の返還等の金額に当該課税資産の譲渡等を行った第一項の適用対象期間における軽減売上割合又は第二項の適用対象期間における小売等軽減仕入割合（前項の規定の適用がある場合には、百分の五十）を乗じて計算した金額を、附則第三十四条第二項前段の規定により読み替えられた同法第三十八条第一項に規定する三十一年軽減対象資産の譲渡等に係るものとして、同項の規定を適用することができる。

6 消費税法第三十九条第一項に規定する事業者が、第一項又は第二項の規定の適用を受けた課税資産の譲渡等（第四項の規定の適用を受けた課税資産の譲渡等を含む。）に係る売掛金その他の債権につき、同条第一項に規定する事実が生じたため、当該課税資産の譲渡等の税込価額の全部又は一部の領収をすることができなくなった場合には、当該領収をすることができなくなった課税資産の譲渡等の事実に基づき、同項の規定を適用する。ただし、当該領収をすることができなくなった課税資産の譲渡等の税込価額を税率の異なるごとに区分することが困難な場合には、当該領収をすることができなくなった課税資産の譲渡等を行った第一項の適用対象期間における軽減売上割合又は第二項の適用対象期間における小売等軽

減仕入割合（第四項の規定の適用がある場合には、百分の五十）を乗じて計算した金額を、附則第三十四条第二項前段の規定により読み替えられた同法第三十九条第一項に規定する三十一年軽減対象資産の譲渡等に係るものとして、同項の規定を適用することができる。

7 第一項に規定する軽減売上割合の計算方法その他前各項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（課税仕入れ等を適用税率別に区分することが困難な小売業等を営む中小事業者に対する経過措置）

第三十九条 三十一年軽減対象資産の譲渡等を行う事業者が、適用対象期間（その基準期間における課税売上高が五千万円以下である課税期間（二十八年新消費税法第三十七条第一項の規定の適用を受ける課税期間及び同項に規定する分割等に係る課税期間を除く。）のうち三十一年適用日から三十一年適用日以後一年を経過する日の属する課税期間の末日までの期間に該当する期間をいう。次項において同じ。）中に国内において行った卸売業（前条第二項に規定する卸売業をいう。以下この項において同じ。）及び小売業（同条第二項に規定する小売業をいう。以下この項において同じ。）に係る課税仕入れに係る支払対価の額又は当該適用対象期間中に保税地域から引き取った課税貨物に係る税込引取価額を税率の異なるごとに区分して合計することにつき困難な事情があるときは、消費税法第三十条第一項の規定にかかわらず、当該課税仕入れに係る支払対価の額及び当該課税貨物に係る税込引取価額の合計額に小売等軽減売上割合（第一号に掲げる金額のうちに第二号に掲げる金額の占める割合をいう。次項において同じ。）を乗じて計算した金額（以下この項において「軽減対象税込課税仕入れ等の金額」という。）に百分の六・二四を乗じて計算した金額と、当該合計額から軽減対象税込課税仕入れ等の金額を控除した残額に百分の七・八を乗じて計算した金額との合計額を、当該適用対象期間における卸売業及び小売業に係る課税仕入れ等の税額（同条第一項の規定により控除する同項に規定する課税仕入れに係る消費税額及び同項に規定する保税地域からの引取りに係る課税貨物につき課された又は課されるべき消費税額をいう。第三項において同じ。）の合計額とすることができる。ただし、前条第二項の規定の適用を受ける場合は、この限りでない。

一 当該適用対象期間中に国内において行った卸売業及び小売業に係る課税資産の譲渡等の税込価額の合計額

二 当該適用対象期間中に国内において行った卸売業及び小売業に係る三十一年軽減対象資産の譲渡等の税込価額の合計額

2 消費税法第三十二条第一項の事業者が、前項の規定の適用を受けた課税仕入れにつき、同条第一項に規定する仕入れに係る対価の返還等を受けた場合には、当該仕入れに係る対価の返還等に係る課税仕入れの事実に基づき、同項の規定を適用する。ただし、当該課税仕入れに係る支払対価の額につき返還を受けた金額又は減額を受けた債務の額を税率の異なるごとに区分することが困難な場合には、当該課税仕入れに係る支払対価の額につき返還を受けた金額又は減額を受けた債務の額の合計額に当該課税仕入れを行った適用対象期間における小売等軽減売上割合を乗じて計算した金額（以下この項において「軽減対象税込対価の返還等の金額」という。）に百分の六・二四を乗じて計算した金額と、当該合計額から軽減対象税込対価の返還等の金額を控除した残額に百分の七・八を乗じて計算した金額との合計額を、附則第三十四条第二項前段の規定により読み替えられた同法第三十二条第一項第一号に規定する仕入れに係る対価の返還等を受けた金額に係る消費税額として、同条の規定を適用することが

- 3 第一項の規定の適用を受ける課税仕入れ等の税額の控除に係る消費税法第三十条第八項及び第九項の規定の適用については、附則第三十四条第二項前段の規定は、適用しない。
- 4 第一項に規定する小売等軽減売上割合の計算方法その他前三項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(課税仕入れ等を適用税率別に区分することが困難な中小事業者に対する経過措置)

- 第四十条 その基準期間における課税売上高が五千万円以下である課税期間(二十八年新消費税法第三十七条第一項の規定の適用を受ける課税期間及び同項に規定する分割等に係る課税期間を除き、三十一年適用日から三十一年適用日以後一年を経過する日までの日の属する課税期間に限る。次項及び第三項において「適用対象期間」という。)中に国内において行った課税仕入れに係る支払対価の額又は当該課税期間中に保税地域から引き取った課税貨物に係る税込引取価額を税率の異なるごとに区分して合計することにつき困難な事情のある事業者が、当該課税期間につき同条第一項の規定の適用を受ける旨を記載した届出書を当該課税期間の末日までにその納税地を所轄する税務署長に提出したときは、当該事業者は同項の規定による届出書を当該課税期間の初日の前日に当該税務署長に提出したものとみなす。
- 2 二十八年新消費税法第三十七条第三項各号に掲げる場合に該当する事業者が、適用対象期間中に国内において行った課税仕入れに係る支払対価の額を税率の異なるごとに区分して合計することにつき著しく困難な事情があるときは、同項本文の規定は、適用しない。
- 3 第一項の規定により二十八年新消費税法第三十七条第一項の規定の適用を受けようとする事業者は、三十一年適用日前においても、適用対象期間に係る同項の届出書を提出することができる。
- 4 前三項に定めるもののほか、この条の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第四十一条から第四十三条まで 削除

○消費税法施行令等の一部を改正する政令（平成二十八年政令第百四十八号）（抄）

附 則

（施行期日）

第一条 この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一・二 省 略

三 次条から附則第十六条までの規定 平成三十一年十月一日

（飲食料品に含まれる資産の範囲）

第二条 所得税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十五号。以下「改正法」という。）附則第三十四条第一項第一号に規定する政令で定める資産は、次に掲げる資産とする。

一 食品（改正法附則第三十四条第一項第一号に規定する食品をいう。以下この条において同じ。）と食品以外の資産が一の資産を形成し、又は構成しているもの（あらかじめ一の資産を形成し、又は構成しているものであって、当該一の資産に係る価格のみが提示されているものに限る。以下この号において「一体資産」という。）のうち、一体資産の譲渡の対価の額（消費税法第二十八条第一項に規定する対価の額をいう。）が一万円以下であり、かつ、当該一体資産の価額のうちに当該一体資産に含まれる食品に係る部分の価額の占める割合として合理的な方法により計算した割合が三分の二以上のもの

二 食品と食品以外の資産が一の資産を形成し、又は構成している消費税法第二条第一項第十号に規定する外国貨物（当該外国貨物が関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）別表の適用上の所属の一の区分に属する物品に該当するものに限る。以下この号において「一体貨物」という。）のうち、保税地域（同項第二号に規定する保税地域をいう。附則第五条及び第十四条第四項において同じ。）から引き取られる一体貨物に係る消費税の課税標準である金額が一万円以下であり、かつ、当該一体貨物の価額のうちに当該一体貨物に含まれる食品に係る部分の価額の占める割合として合理的な方法により計算した割合が三分の二以上のもの

（飲食料品の譲渡に含まれない食事の提供を行う事業の範囲等）

第三条 改正法附則第三十四条第一項第一号イに規定する事業は、食品衛生法施行令（昭和二十八年政令第百二十九号）第三十五条第一号に規定する飲食店営業、同条第二号に規定する喫茶店営業その他の飲食料品（同項第一号に規定する飲食料品をいう。次項において同じ。）をその場で飲食させる事業とする。

2 改正法附則第三十四条第一項第一号ロに規定する政令で定める施設は、次の各号に掲げる施設とし、同項第一号ロに規定する政令で定める飲食料品の提供は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ当該各号に定める飲食料品の提供（財務大臣の定める基準に該当する飲食料品の提供に限り、消費税法施行令第十四条の二第一項から第三項までの規定により財務大臣が指定する資産の譲渡等を除く。）とする。

一 老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第二十九条第一項の規定による届出が行われている同項に規定する有料老人ホーム（次号に掲げる施設に該当するものを除く。） 当該有料老人ホームを設置し、又は運営する者が、当該有料老人ホームの入居者（財務省令で定める年齢その他の要件に該当する者に限る。）に対して行う飲食料品の提供

- 二 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）第六条第一項に規定する登録を受けた同法第五条第一項に規定するサービス付き高齢者向け住宅 当該サービス付き高齢者向け住宅を設置し、又は運営する者が、当該サービス付き高齢者向け住宅の入居者に対して行う飲食料品の提供
- 三 学校給食法（昭和二十九年法律第六十号）第三条第二項に規定する義務教育諸学校の施設 当該義務教育諸学校の設置者が、その児童又は生徒の全てに対して学校給食（同条第一項に規定する学校給食をいう。第六号において同じ。）として行う飲食料品の提供
- 四 夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律（昭和三十一年法律第五十七号）第二条に規定する夜間課程を置く高等学校の施設 当該高等学校の設置者が、当該夜間課程において行う教育を受ける生徒の全てに対して同条に規定する夜間学校給食として行う飲食料品の提供
- 五 特別支援学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律（昭和三十一年法律第十八号）第二条に規定する特別支援学校の幼稚部又は高等部の施設 当該特別支援学校の設置者が、その幼児又は生徒の全てに対して同条に規定する学校給食として行う飲食料品の提供
- 六 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する幼稚園の施設 当該幼稚園の設置者が、その施設で教育を受ける幼児の全てに対して学校給食に準じて行う飲食料品の提供
- 七 学校教育法第一条に規定する特別支援学校に同法第七十八条の規定により設置される寄宿舎 当該寄宿舎の設置者が、当該寄宿舎に寄宿する幼児、児童又は生徒に対して行う飲食料品の提供

（予約販売等に係る三十一年軽減対象資産の譲渡等に係る税率に関する経過措置）

第四条 事業者（消費税法第二条第四号に規定する事業者をいう。以下同じ。）が、三十一年適用日（改正法附則第三十四条第一項に規定する三十一年適用日をいう。以下同じ。）以後に行う課税資産の譲渡等（消費税法第二条第九号に規定する課税資産の譲渡等をいい、同項第八号の二に規定する特定資産の譲渡等に該当するものを除く。以下同じ。）のうち三十一年軽減対象資産の譲渡等（改正法附則第三十四条第一項に規定する三十一年軽減対象資産の譲渡等をいう。以下同じ。）に該当するものについては、消費税法施行令の一部を改正する政令（平成二十六年政令第三百十七号）附則第五条第一項本文、第二項又は第三項本文の規定は、適用しない。

（高額特定資産の仕入れ等に要した費用に関する経過措置）

第五条 三十一年適用日から平成三十五年九月三十日までの間に国内において事業者が行う高額特定資産（改正法第五条の規定による改正後の消費税法第十二条の四第一項に規定する高額特定資産をいう。以下この条において同じ。）の課税仕入れ（消費税法第二条第一項第十二号に規定する課税仕入れをいう。附則第十二条第二項及び第十四条第四項において同じ。）又は保税地域から引き取られる高額特定資産に該当する課税貨物（同法第二条第一項第十一号に規定する課税貨物をいう。附則第十四条第四項において同じ。）に係る附則第二十条の規定による改正後の消費税法施行令の一部を改正する政令（平成二十六年政令第三百十七号）の規定による改正後の消費税法施行令第二十五条の五第一項の規定の適用については、同項各号中「百分の百」とあるのは「百分の百（当該課税仕入れが他の者から受けた所得税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十五号）附則第三十四条第一項に規定する三十一年軽減

対象資産の譲渡等に係るものである場合には、百八分の百」と、「同項」とあるのは「法第三十条第一項」とする。

（課税資産の譲渡等に係る消費税の課税標準の額に関する経過措置）

第六条 事業者が三十一年適用日から平成三十五年九月三十日までの間に次に掲げる資産の区分のうち異なる二以上の区分の資産を同一の者に対して同時に譲渡した場合において、これらの資産の譲渡の対価の額が次に掲げる資産ごとに合理的に区分されていないときは、消費税法施行令第四十五条第三項の規定にかかわらず、当該対価の額に、これらの資産の譲渡の時におけるこれらの資産の価額の合計額のうち第一号に掲げる資産の価額の占める割合を乗じて計算した金額を同号に掲げる資産の譲渡の対価の額とし、これらの資産の譲渡の時におけるこれらの資産の価額の合計額のうち第二号に掲げる資産の価額の占める割合を乗じて計算した金額を同号に掲げる資産の譲渡の対価の額として、消費税法第二十八条第一項の規定を適用する。

一 課税資産の譲渡等（三十一年軽減対象資産の譲渡等に該当するものを除く。）に係る資産

二 三十一年軽減対象資産の譲渡等に係る資産

三 課税資産の譲渡等以外の資産の譲渡等（消費税法第二条第一項第八号に規定する資産の譲渡等という。附則第十一条において同じ。）に係る資産

（仕入れに係る対価の返還等を受けた金額に他の者から受けた三十一年軽減対象資産の譲渡等に係るものが含まれる場合の消費税額の計算の特例）

第七条 改正法附則第三十四条第二項前段の規定により読み替えられた消費税法第三十条第一項の事業者が、同項に規定する仕入れに係る対価の返還等を受けた場合において、当該仕入れに係る対価の返還等を受けた金額が他の者から受けた課税資産の譲渡等（三十一年軽減対象資産の譲渡等に該当するものを除く。）に係る部分と三十一年軽減対象資産の譲渡等に係る部分とに合理的に区分されていないときは、当該仕入れに係る対価の返還等を受けた金額に、当該仕入れに係る対価の返還等に係る課税仕入れに係る支払対価の額（同法第三十条第一項に規定する課税仕入れに係る支払対価の額をいう。以下この条及び附則第十四条第三項において同じ。）の合計額のうち三十一年軽減対象資産の譲渡等に係る課税仕入れに係る支払対価の額の占める割合を乗じて計算した金額を、同法第三十二条第一項第一号に規定する他の者から受けた三十一年軽減対象資産の譲渡等に係るものとして、同号の規定を適用する。

（売上げに係る対価の返還等の金額に三十一年軽減対象資産の譲渡等に係るものが含まれる場合の消費税額の計算の特例等）

第八条 改正法附則第三十四条第二項前段の規定により読み替えられた消費税法第三十条第一項に規定する事業者が、同項に規定する売上げに係る対価の返還等を行う場合において、当該売上げに係る対価の返還等の金額が課税資産の譲渡等（三十一年軽減対象資産の譲渡等に該当するものを除く。）に係る部分と三十一年軽減対象資産の譲渡等に係る部分とに合理的に区分されていないときは、当該売上げに係る対価の返還等に係る税込価額（同項に規定する税込価額をいう。以下この項及び次条において同じ。）に、当該売上げに係る対価の返還等に係る課税資産の譲渡等の税込価額の合計額のうち三十一年軽減対象資産の譲渡等の税込価額の占める割合を乗じて計算した金額を、同法第三十八条第一項に規定する三十一年軽減対象資産の譲渡等に係るものとして、同項の規定を適用する。

2 三十一年適用日から平成三十五年九月三十日までの間における消費税法施行令第五十八條第一項の規定の適用については、同項第三号中「の内容」とあるのは「に係る課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容（当該売上げに係る対価の返還等に係る課税資産の譲渡等が三十一年軽減対象資産の譲渡等（所得税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十五号）附則第三十四條第一項に規定する三十一年軽減対象資産の譲渡等をいう。以下この号において同じ。）である場合には、資産の内容及び三十一年軽減対象資産の譲渡等である旨）」と、同項第四号中「売上げ」とあるのは「税率の異なるごとに区分した売上げ」とする。

（貸倒れ等により領収をすることができなくなった金額に三十一年軽減対象資産の譲渡等に係るものが含まれる場合の消費税額の計算の特例）

第九条 事業者（改正法附則第三十四條第二項前段の規定により読み替えられた消費税法第三十九條第一項に規定する事業者をいう。次項において同じ。）が、同条第一項に規定する課税資産の譲渡等の税込価額の全部又は一部の領収をすることができなくなった場合（以下この項において「貸倒れ等」という。）において、当該領収をすることができなくなった課税資産の譲渡等の税込価額が課税資産の譲渡等（三十一年軽減対象資産の譲渡等に該当するものを除く。）に係る部分と三十一年軽減対象資産の譲渡等に係る部分とに合理的に区分されていないときは、当該領収をすることができなくなった課税資産の譲渡等の税込価額に、当該貸倒れ等の対象となつた課税資産の譲渡等の税込価額の合計額のうち三十一年軽減対象資産の譲渡等の税込価額の占める割合を乗じて計算した金額を、同条第一項に規定する三十一年軽減対象資産の譲渡等に係るものとして、同項の規定を適用する。

2 事業者が、改正法附則第三十四條第二項前段の規定により読み替えられた消費税法第三十九條第一項の規定の適用を受けた同項に規定する課税資産の譲渡等の税込価額の全部又は一部の領収をした場合において、当該領収をした税込価額が課税資産の譲渡等（三十一年軽減対象資産の譲渡等に該当するものを除く。）に係る部分と三十一年軽減対象資産の譲渡等に係る部分とに合理的に区分されていないときは、当該領収をした税込価額に、これらの課税資産の譲渡等の時におけるこれらの課税資産の譲渡等の税込価額の合計額のうち当該三十一年軽減対象資産の譲渡等の税込価額の占める割合を乗じて計算した金額を、領収をした三十一年軽減対象資産の譲渡等に係る税込価額として、同条第三項の規定を適用する。

（国、地方公共団体等の仕入れに係る消費税額の特例に関する経過措置）

第十条 三十一年適用日から平成三十五年九月三十日までの間に受け入れる消費税法第六十條第四項に規定する特定収入に係る消費税法施行令第七十五條第四項の規定の適用については、同項第一号イ中「百分の七・八」とあるのは「百分の七・八（当該合計額のうち他の者から受けた三十一年軽減対象資産の譲渡等（所得税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十五号）附則第三十四條第一項に規定する三十一年軽減対象資産の譲渡等をいう。以下この項において同じ。）に係る課税仕入れに係る支払対価の額又は飲食料品（同条第一項第一号に規定する飲食料品をいう。以下この項において同じ。）に該当する課税貨物の引取価額に係る支出のためにのみ使用することとされている課税仕入れ等に係る特定収入については、百分の六・二四）」と、同項第二号イ及びロ並びに第三号イ中「百分の七・八」とあるのは「百分の七・八（当該合計額のうち他の者から受けた三十一年軽減対象資産の譲渡等に係る課税仕入れに係る支払対価の額又は飲食料品に該当する課税貨物の引取価額に係る支出

のためのみ使用することとされている課税仕入れ等に係る特定収入については、百分の六・二四」とする。

(資産の譲渡等の時期の特例を受ける場合における税率に関する経過措置)

第十一条 消費税法施行令第三十二条の二第一項の事業者が、三十一年適用日前に行つた同項に規定する長期割賦販売等につき同項の規定の適用を受けた場合において、同条第二項の規定により三十一年適用日以後に資産の譲渡等を行ったものとみなされる同項に規定するリース譲渡延払収益額に係る部分があるときは、当該リース譲渡延払収益額に係る部分の課税資産の譲渡等に係る消費税については、改正法附則第三十四条第一項の規定は、適用しない。

2 消費税法施行令第三十六条第一項の個人事業者が、三十一年適用日前に行つた同項に規定する延払条件付譲渡につき同項の規定の適用を受けた場合において、当該延払条件付譲渡に係る賦払金の額で三十一年適用日以後にその支払の期日が到来するものがあるときは、当該賦払金に係る部分の課税資産の譲渡等に係る消費税については、改正法附則第三十四条第一項の規定は、適用しない。

3 消費税法施行令第三十六条の二第一項の事業者が、三十一年適用日前に行つた同項に規定するリース譲渡につき同項の規定の適用を受けた場合において、同条第二項の規定により三十一年適用日以後に資産の譲渡等を行ったものとみなされる同項に規定するリース譲渡収益額に係る部分があるときは、当該リース譲渡収益額に係る部分の課税資産の譲渡等に係る消費税については、改正法附則第三十四条第一項の規定は、適用しない。

(国又は地方公共団体に準ずる法人に対する特例に関する経過措置)

第十二条 消費税法第六十条第三項の規定の適用を受ける同項に規定する法人が、三十一年適用日前に行つた課税資産の譲渡等につき、当該課税資産の譲渡等の対価を収納すべき課税期間(同法第十九条第一項に規定する課税期間をいい、同条第二項又は第四項の規定により一の課税期間とみなされる期間を含む。次項において同じ。)の末日が三十一年適用日以後であるときは、当該課税資産の譲渡等に係る消費税については、改正法附則第三十四条第一項の規定は、適用しない。

2 消費税法第六十条第三項の規定の適用を受ける同項に規定する法人が、三十一年適用日前に行つた課税仕入れにつき、当該課税仕入れの費用の支払をすべき課税期間の末日が三十一年適用日以後であるときは、当該課税仕入れに係る同法第三十条、第三十二条及び第三十六条の規定の適用については、改正法附則第三十四条第二項前段の規定は、適用しない。

(三十一年軽減対象資産の譲渡等に係る課税標準の計算等に関する経過措置の適用対象とならない課税資産の譲渡等の範囲)

第十三条 改正法附則第三十八条第一項に規定する政令で定める課税資産の譲渡等は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律(平成二十四年法律第六十八号)附則第五条第一項から第三項まで、第四項本文及び第五項本文、第六条第一項、第七条第一項、第八条第一項並びに第十四条第一項(これらの規定を同法附則第十六条第一項において読み替えて準用する場合を含む。)並びに消費税法施行令の一部を改正する政令(平成二十五年政令第五十六号)附則第五条第一項から第三項まで及び第四項本文、第六条第一項、第七条第一項、第八条第一項並びに第十三条第一項並びに消費税法施行令の一部を改正する

政令（平成二十六年政令第三百十七号）附則第五条第一項本文、第二項、第三項本文、第四項本文及び第五項、第六条第一項、第七条第一項、第八条第一項並びに第十三条第一項の規定の適用を受ける課税資産の譲渡等とする。

（課税標準の計算等に関する経過措置及び課税仕入れ等に関する経過措置の適用に関する経過措置）

第十四条 改正法附則第三十八条第一項（同条第四項の規定の適用を受ける場合を含む。）の規定（以下この項において「十営業日経過措置」という。）の適用を受けようとする事業者が、一又は複数の事業（以下この項において「対象事業」という。）に係る課税資産の譲渡等（同条第一項に規定する課税資産の譲渡等をいう。以下この項及び次項において同じ。）の税込価額（同条第一項に規定する税込価額をいう。以下この項及び次項において同じ。）と当該対象事業以外の事業に係る課税資産の譲渡等の税込価額を区分しているときは、当該対象事業に係る課税資産の譲渡等の税込価額についてのみ十営業日経過措置を適用することができる。この場合において、同条第一項中「行った課税資産の譲渡等」とあるのは「行った適用対象事業（消費税法施行令等の一部を改正する政令（平成二十八年政令第四百十八号）附則第十四条第一項の規定の適用を受ける同項に規定する対象事業をいう。以下この項において同じ。）に係る課税資産の譲渡等」と、「を当該適用対象期間における」とあるのは「を当該適用対象期間における当該適用対象事業に係る」と、同項第一号中「課税資産の譲渡等」とあるのは「当該適用対象事業に係る課税資産の譲渡等」とする。

2 卸売業（改正法附則第二十八条第二項に規定する卸売業をいう。次項において同じ。）又は小売業（同条第二項に規定する小売業をいう。次項において同じ。）に係る一又は複数の事業（以下この項において「対象事業」という。）と当該対象事業以外の事業を営む事業者が、当該対象事業に係る課税資産の譲渡等の税込価額についてののみ同条第二項（同条第四項の規定の適用を受ける場合を含む。）の規定（以下この項において「仕入割合による区分経過措置」という。）の適用を受けようとするときは、当該対象事業に係る課税資産の譲渡等の税込価額と当該対象事業以外の事業に係る課税資産の譲渡等の税込価額を区分して仕入割合による区分経過措置を適用するものとする。この場合において、同条第二項中「行った卸売業及び小売業」とあるのは「行った適用対象事業（消費税法施行令等の一部を改正する政令（平成二十八年政令第四百十八号）附則第十四条第二項の規定の適用を受ける対象事業をいう。以下この項において同じ。）」と、「おける卸売業及び小売業」とあるのは「おける当該適用対象事業」と、同項第一号中「卸売業及び小売業」とあるのは「当該適用対象事業」とする。

3 卸売業又は小売業に係る一又は複数の事業（以下この項において「対象事業」という。）と当該対象事業以外の事業を営む事業者が、当該対象事業に係る課税仕入れに係る支払対価の額及び課税貨物に係る税込引取価額（改正法附則第三十八条第二項に規定する課税貨物に係る税込引取価額をいう。以下この項において同じ。）についてのみ改正法附則第三十九条第一項の規定（以下この項において「売上割合による区分経過措置」という。）の適用を受けようとするときは、当該対象事業に係る課税仕入れに係る支払対価の額及び課税貨物に係る税込引取価額と当該対象事業以外の事業に係る課税仕入れに係る支払対価の額及び課税貨物に係る税込引取価額を区分して売上割合による区分経過措置を適用するものとする。この場合において、同条第一項中「卸売業（前条第二項に規定する卸売業をいう。以下この項において同じ。）及び小売業（同条第二項に規定する小売業をいう。以下この項において同じ。）とあるのは「適

用対象事業（消費税法施行令等の一部を改正する政令（平成二十八年政令第四百四十八号）附則第十四条第三項の規定の適用を受ける同項に規定する対象事業をいう。以下この項において同じ。）と、「当該課税仕入れ」とあるのは「当該適用対象事業に係る課税仕入れ」と、「当該課税貨物」とあるのは「当該適用対象事業に係る課税貨物」と、「卸売業及び小売業」とあるのは「当該適用対象事業」とする。

4 改正法附則第三十九条第一項の事業者が国内において行った調整対象固定資産（消費税法第二条第一項第十六号に規定する調整対象固定資産をいう。以下この項において同じ。）の課税仕入れ及び保税地域から引き取った調整対象固定資産に該当する課税貨物については、改正法附則第三十九条第一項の規定は、適用しない。

（課税標準の計算等に関する経過措置及び課税仕入れ等に関する経過措置の適用関係）
第十五条 前条第一項に規定する対象事業につき改正法附則第三十八条第一項（前条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定の適用を受ける事業者が、当該対象事業につき改正法附則第三十九条第一項（前条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定の適用を受ける場合には、改正法附則第三十九条第一項の規定にかかわらず、改正法附則第三十八条第一項に規定する軽減売上割合（同条第四項の規定の適用がある場合には、百分の五十）を改正法附則第三十九条第一項に規定する小売等軽減売上割合とみなして、同項の規定を適用する。

（課税標準の計算等に関する経過措置及び課税仕入れ等に関する経過措置の適用に関する手続）

第十六条 改正法附則第三十八条第一項若しくは第二項又は第三十九条第一項の規定（以下この項において「経過措置規定」という。）の適用を受けて、消費税法第四十五条第一項各号に掲げる事項を記載した同項に規定する中間申告書又は同法第四十五条第一項の規定による申告書若しくは同法第四十六条第一項の規定による申告書を提出する事業者は、これらの申告書に、経過措置規定の適用を受ける旨を付記するとともに、課税標準の計算に関する明細を記載した書類その他の財務省令で定める書類を添付しなければならない。

2 改正法附則第四十条第一項の規定による届出書の記載事項は、財務省令で定める。

第十七条 削除

○消費税法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十八年財務省令二十号）（抄）

附 則

（施行期日）

第一条 この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一・二 省 略

三 附則第六条から第八条まで及び第十条から第十二条までの規定 平成三十一年十月一日

（有料老人ホームにおける飲食料品の提供の対象となる入居者の範囲）

第六条 改正令附則第三条第二項第一号に規定する財務省令で定める年齢その他の要件は、次の各号のいずれかに該当する者であることとする。

一 六十歳以上の者

二 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第十九条第一項に規定する要介護認定又は同条第二項に規定する要支援認定を受けている六十歳未満の者

三 前二号のいずれかに該当する者と同居している配偶者（前二号のいずれかに該当する者を除き、その者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）

（経過措置規定の適用を受ける場合における申告書に添付すべき書類の記載事項）

第七条 改正令附則第十六条第一項に規定する財務省令で定める書類は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項が記載された書類とする。

一 改正法附則第三十八条第一項の規定の適用を受ける場合 次に掲げる事項

イ 改正法附則第三十八条第一項に規定する適用対象期間の初日及び末日の年月日

ロ 改正法附則第三十八条第一項（同条第四項の規定の適用を受ける場合を含む。）の規定により計算した当該適用対象期間中の三十一年軽減対象資産の譲渡等（改正法附則第三十四条第一項に規定する三十一年軽減対象資産の譲渡等）をいう。以下この号及び次号ロにおいて同じ。）の対価の額（消費税法第二十八条第一項に規定する対価の額をいう。以下この号及び次号において同じ。）の合計額の計算に関する

明細（改正令附則第十四条第一項の規定の適用を受ける場合には、同項の規定の適用を受ける同項に規定する対象事業ごとに区分した三十一年軽減対象資産の譲渡等の対価の額の合計額の計算に関する明細）

ハ 改正法附則第三十八条第一項（同条第四項の規定の適用を受ける場合を含む。）

の規定により計算した当該適用対象期間中の課税資産の譲渡等（消費税法第二条第一項第九号に規定する課税資産の譲渡等をいい、同項第八号の二に規定する特定資産の譲渡等に該当するもの及び三十一年軽減対象資産の譲渡等に該当するものを除く。以下ハ及び次号ハにおいて同じ。）の対価の額の合計額の計算に関する明細（改正令附則第十四条第一項の規定の適用を受ける場合には、同項の規定の適用を受ける同項に規定する対象事業ごとに区分した課税資産の譲渡等の対価の額の合計額の計算に関する明細）

ニ 改正法附則第三十八条第四項の規定の適用を受ける場合には、その旨

ホ その他参考となるべき事項

二 改正法附則第三十八条第二項の規定の適用を受ける場合 次に掲げる事項

イ 改正法附則第三十八条第二項に規定する適用対象期間の初日及び末日の年月日

- ロ 改正法附則第三十八条第二項（同条第四項の規定の適用を受ける場合を含む。）の規定により計算した当該適用対象期間中の三十一年軽減対象資産の譲渡等の対価の額の合計額の計算に関する明細（改正令附則第十四条第二項の規定の適用を受ける場合には、同項の規定の適用を受ける同項に規定する対象事業ごとに区分した三十一年軽減対象資産の譲渡等の対価の額の合計額の計算に関する明細）
- ハ 改正法附則第三十八条第二項（同条第四項の規定の適用を受ける場合を含む。）の規定により計算した当該適用対象期間中の課税資産の譲渡等の対価の額の合計額の計算に関する明細（改正令附則第十四条第二項の規定の適用を受ける場合には、同項の規定の適用を受ける同項に規定する対象事業ごとに区分した課税資産の譲渡等の対価の額の合計額の計算に関する明細）
- ニ 改正法附則第三十八条第四項の規定の適用を受ける場合には、その旨
- ホ その他参考となるべき事項
- 三 改正法附則第三十九条第一項の規定の適用を受ける場合 次に掲げる事項
 - イ 改正法附則第三十九条第一項に規定する適用対象期間の初日及び末日の年月日
 - ロ 改正法附則第三十九条第一項の規定により計算した当該適用対象期間中の課税仕入れ等の税額（同項に規定する課税仕入れ等の税額をいう。ロにおいて同じ。）の合計額の計算に関する明細（改正令附則第十四条第三項の規定の適用を受ける場合には、同項の規定の適用を受ける同項に規定する対象事業ごとに区分した課税仕入れ等の税額の合計額の計算に関する明細）
 - ハ その他参考となるべき事項

（改正法附則第四十条の規定の適用を受ける旨の届出書の記載事項）

第八条 改正法附則第四十条第一項の規定による届出書には、新規則第十七条第一項の規定にかかわらず、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 新規則第十七条第一項第一号及び第二号に掲げる事項
- 二 改正法附則第四十条第一項の規定の適用を受けようとする課税期間（消費税法第十九条第一項に規定する課税期間をいい、同条第二項又は第四項の規定により一の課税期間とみなされる期間を含む。次号及び附則第十条において同じ。）の初日の年月日
- 三 前号に規定する課税期間の消費税法第九条第一項に規定する基準期間における課税売上高
- 四 改正法附則第四十条第一項の規定により当該届出書を提出する旨
- 五 改正法附則第四十条第二項の規定の適用を受ける場合にあつては、同項に規定する著しく困難な事情

第九条 削除

（小規模事業者に係る資産の譲渡等の時期の特例に関する経過措置）

第十条 三十一年適用日（改正法附則第三十四条第一項に規定する三十一年適用日をいう。次号及び附則第十二条において同じ。）から平成三十五年九月三十日までの日の属する課税期間において消費税法第十八条第一項の規定の適用を受けた場合における消費税法施行規則第十二条第三項の規定の適用については、同項中「に係るもの、」とあるのは「（三十一年軽減対象資産の譲渡等（所得税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十五号）附則第三十四条第一項に規定する三十一年軽減対象資産の譲渡等）をいう。以下この項において同じ。）に該当するものを除く。）に係るものと三十一年

年軽減対象資産の譲渡等に係るものと」と、「区分して」とあるのは「それぞれ区分して」とする。

(帳簿の記載事項等に関する経過措置)

第十一条 三十一年適用日から平成三十五年九月三十日までの間における消費税法施行規則第二十七条第一項及び第三項の規定の適用については、同条第一項第一号ハ中「内容」とあるのは「内容(当該資産の譲渡等が三十一年軽減対象資産の譲渡等(所得税法等の一部を改正する法律(平成二十八年法律第十五号)附則第三十四条第一項に規定する三十一年軽減対象資産の譲渡等をいう。以下この条において同じ。)である場合には、資産の内容及び三十一年軽減対象資産の譲渡等である旨)」と、同号二中「資産の譲渡等の」とあるのは「税率の異なるごとに区分した資産の譲渡等の」と、同項第三号ハ中「内容」とあるのは「内容(当該仕入れに係る対価の返還等が他の者から受けた三十一年軽減対象資産の譲渡等に係るものである場合には、仕入れに係る対価の返還等の内容及び三十一年軽減対象資産の譲渡等に係るものである旨)」と、同項第五号ハ中「内容」とあるのは「内容(当該貸倒れに係る課税資産の譲渡等が三十一年軽減対象資産の譲渡等である場合には、資産の内容及び三十一年軽減対象資産の譲渡等である旨)」と、同号二中「貸倒れ」とあるのは「税率の異なるごとに区分した貸倒れ」と、同条第三項中「課税資産の譲渡等(とあるのは「課税資産の譲渡等(三十一年軽減対象資産の譲渡等に該当するものを除く。))」(と、「)と」とあるのは「)と三十一年軽減対象資産の譲渡等(法第三十七条第一項の規定の適用を受ける事業者にあつては、令第五十七条第五項第一号から第六号までに掲げる事業の種類ごとの三十一年軽減対象資産の譲渡等)」と、「)に区分した」とあるのは「)とにそれぞれ区分した」とする。

(課税標準額に対する消費税額の計算に関する経過措置)

第十二条 三十一年適用日から平成三十五年九月三十日までの間における消費税法施行規則の一部を改正する省令(平成十五年財務省令第九十二号)附則第二条第三項の規定の適用については、同項中「次項において」とあるのは「以下この項及び次項において」と、「計算した」とあるのは「税率の異なるごとに区分して合計した」と、「に百分の十」とあるのは「のうち、課税資産の譲渡等(三十一年軽減対象資産の譲渡等(所得税法等の一部を改正する法律(平成二十八年法律第十五号)附則第三十四条第一項に規定する三十一年軽減対象資産の譲渡等をいう。以下この項において同じ。)に該当するものを除く。)に係る税込価格の合計額に百分の十を乗じて算出した金額及び三十一年軽減対象資産の譲渡等に係る税込価格の合計額に百分の八」と、「の端数を」とあるのは「の端数を税率の異なるごとに区分して」と、「明示した」とあるのは「それぞれ明示した」と、「同法」とあるのは「消費税法」と、「当分の間、当該端数を」とあるのは「当該端数を税率の異なるごとに区分して」とする。

2 三十一年適用日から平成三十五年九月三十日までの間における消費税法施行規則の一部を改正する省令(平成十五年財務省令第九十二号)附則第二条第二項及び第四項の規定によりなおその効力を有するものとされる同令による改正前の消費税法施行規則第二十二条第一項の規定の適用については、同項中「)と」とあるのは「)を税率の異なるごとに区分して合計した金額」と、「合計額(とあるのは「合計額を税率の異なるごとに区分して合計した金額(と、「端数を」とあるのは「端数を税率の異なるごとに区分して」とする。

○財務省告示第百号

消費税法施行令等の一部を改正する政令（平成二十八年政令第百四十八号）附則第三条第二項の規定に基づき、財務大臣の定める基準を次のように定め、平成三十一年十月一日から適用する。

平成二十八年三月三十一日

財務大臣 麻生 太郎

消費税法施行令等の一部を改正する政令（平成二十八年政令第百四十八号）附則第三条第二項（有料老人ホーム等の施設の範囲等）に規定する財務大臣の定める基準は、同項第一号若しくは第二号に掲げる施設を設置し、若しくは運営する者又は同項第三号から第七号までに掲げる施設の設置者（以下「設置者等」という。）が同一の日に同一の者に対して行う飲食料品の提供（同項各号に掲げる施設の区分に応じ当該各号に定める飲食料品の提供をいう。以下同じ。）の対価の額（消費税法（昭和六十三年法律第百八号）第二十八条第一項（課税標準）に規定する対価の額をいう。以下同じ。）が一食につき入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準（平成十八年三月厚生労働省告示第九十九号）別表第一の1(1)に規定する金額（同表第一の1の注により加算する金額を除く。以下「基準額」という。）以下であるものうち、当該飲食料品の提供の対価の額の累計額が基準額に三を乗じて算出した金額に達するまでの飲食料品の提供であることとする。この場合において、設置者等が同一の日に同一の者に対して行う飲食料品の提供のうち、当該累計額の計算の対象となる飲食料品の提供（基準額を超えるものを除く。以下「対象飲食料品の提供」という。）をあらかじめ書面により明らかにしているときは、当該対象飲食料品の提供の対価の額により当該累計額を計算するものとする。